

(別表 1)

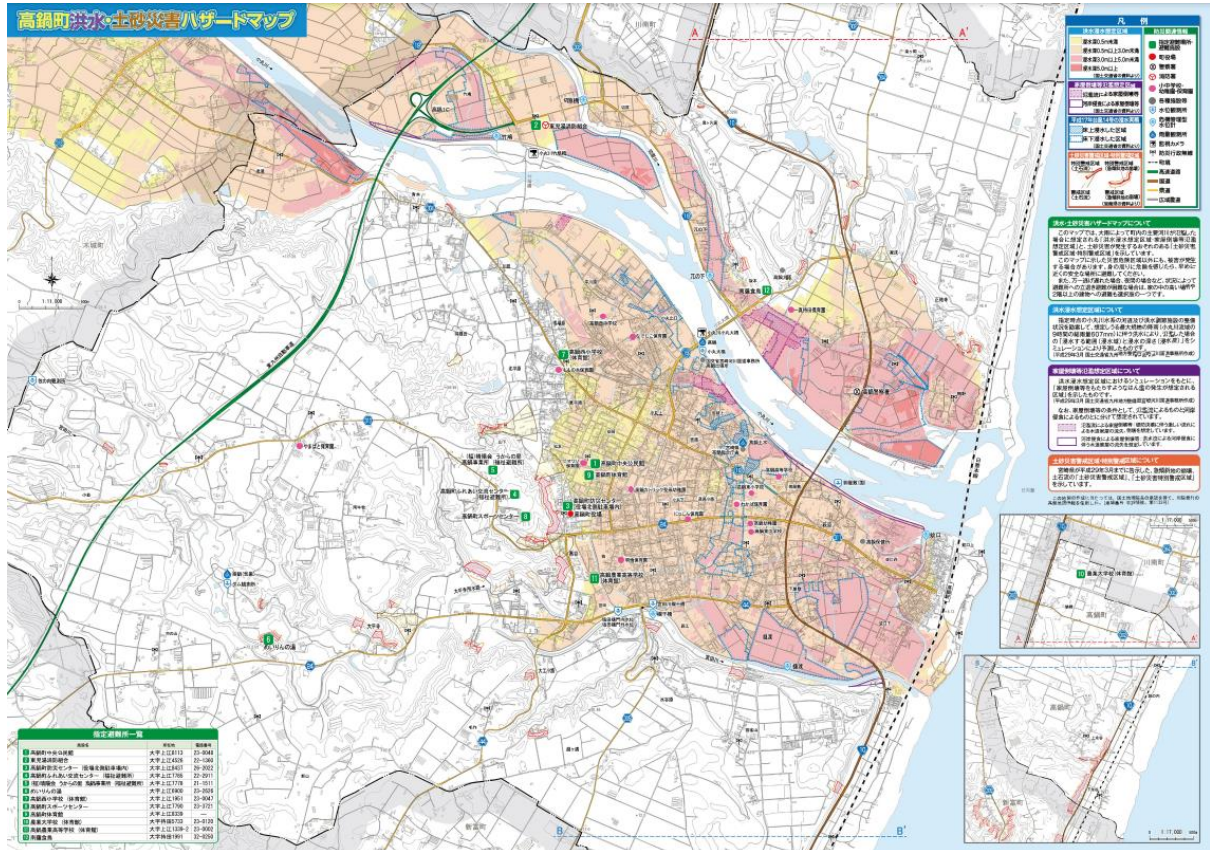
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水・土砂災害ハザードマップ)



1. 河川

当町の地形は、一級河川小丸川の沖積作用によって形成された平地が極めて緩やかな東傾斜面を呈し、低地部に位置する市街地の自然排水が困難であることから、地形上の特徴による災害の克服が課題である。

町内の主要河川は、椎葉村に位置する九州山地の三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系の5河川（小丸川・宮田川他）及び単独河川が日向灘へ注いでいる。

町の危険箇所は、重要水防区域、災害危険河川、災害危険箇所（海岸）等が指定されている。災害危険河川に宮田川の1河川1ヵ所が該当し、無堤防による溢水が予想され、住宅約12戸、耕地1.2haの被害が見込まれる。また、海岸3ヵ所（県指定重複）が災害危険箇所として指定されている。

重要水防区域は（水防警報を行う区域）3河川（小丸川、宮田川、切原川）に区域が設定されている。国が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1ヵ所、重要水防箇所Bが8ヵ所指定されている。また県が指定する重要水防箇所のうち、重要水防箇所Aが1ヵ所指定されている。これらは越水や破堤等の危険が予想される。国指定の区域の総延長は、左右岸10.21kmであり、県指定の総延長は2.97kmとなっている。

重要水門、樋門は、小丸川に7ヵ所、宮田川に10ヵ所、切原川に3ヵ所の合計20ヵ所が整備されている。これら水門の管理者は、国、県に分かれているが、開閉作業は町職員（一部委託）が行っており、洪水時の水害対策として水門・樋門の開閉による水量調節等を行う際の連絡体制や水防活動体制の整備検討が課題となる。

2. ため池

町には、24カ所の農業用ため池が分布していたが、すでに用途廃止されたものが多く、現在4カ所が農業用水として利用され、水利組合で管理されている。貯水量は、桧谷下ため池の57,500 m³が最大で、次いで桧谷中ため池が44,000 m³となっている。

町指定の危険箇所として、蛸ノ口ため池、桧谷上ため池、桧谷中ため池、桧谷下ため池の4カ所が指定されている。蛸の口ため池は、堰堤が崩壊すると住家浸水7戸、耕地冠水13haの被害が予想される。桧谷ため池は、上・中・下の連続する3つのため池であり、上池と下池の堰堤が崩壊すると住家浸水9戸、耕地冠水13haの被害が予想される。

ため池についても、河川構造物等と同様に地震や洪水等の影響による堰堤の崩壊や氾濫が懸念されるため、老朽状況等の詳細点検が必要である。特に町指定の危険箇所である4カ所のため池については防災重点ため池と位置付け、重点的に防災・減災対策を講じる必要がある。

(土砂災害)

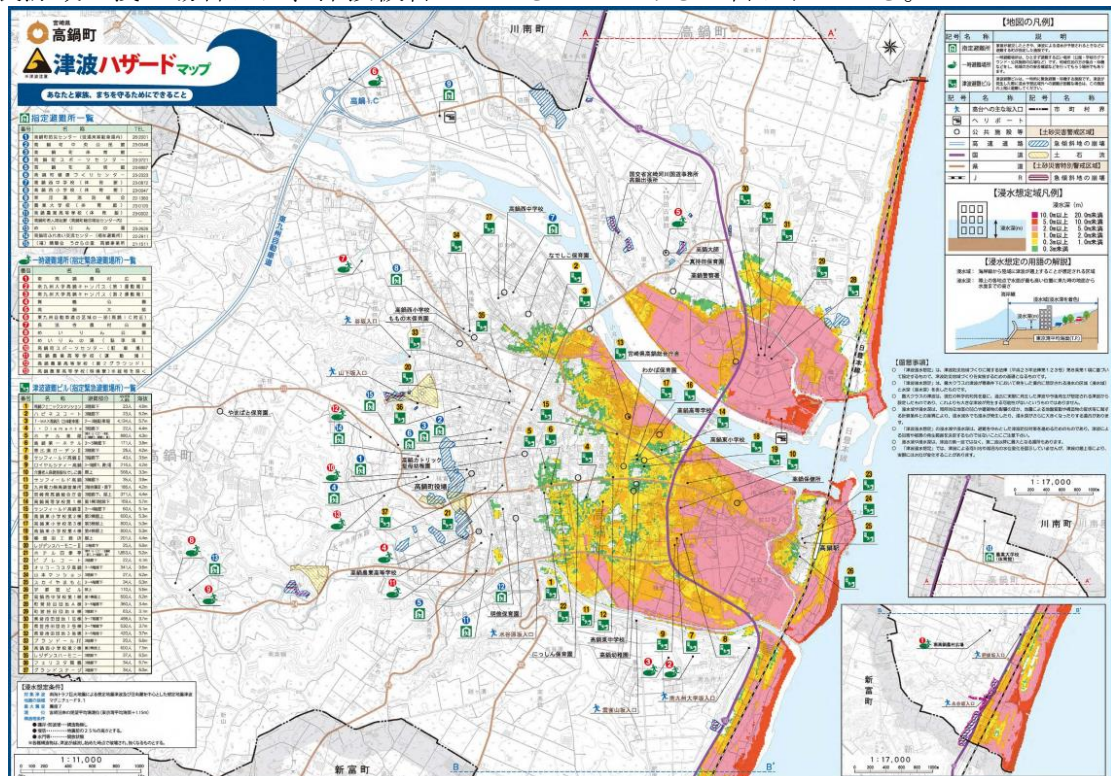
町内には、林野庁が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区が8カ所、崩壊土砂流出危険地区（民有林）が6カ所の合計14カ所が存在する。山腹崩壊危険箇所の保全対象は人家270戸、公共施設は国・県道である。また、崩壊土砂流出危険箇所の保全対象は人家72戸、公共施設は2戸及び町道である。

山腹崩壊危険地区は大平寺、家床等の地区、崩壊土砂流出危険地区は中尾地区と、それぞれ山地部民有林に集中している。

(地震：ハザードマップ)

高鍋町地震ハザードマップによると、マグニチュード7程度の地震が十数年から数十年に一度の割合で発生すると言われている。

また、日向灘周辺で発生する地震では、周辺の沿岸各地に地震の揺れによる被害のほか、震源域が浅い場合には、津波被害が生じることがあると言われている。



(その他)

当町主要河川は、椎葉村三方岳からの大水系となる一級河川小丸川水系河川の小丸川、宮田川、切原川、塩田川、嶋野川の5河川とその他単独河川が日向灘へ注いでいる。町内における国土交通省管理の河川の総延長は約8kmであり、県管理の河川の総延長は約11.4kmである。

小丸川と宮田川流域においては昔から洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をも

たらしめている。高鍋町史にも「台風や集中豪雨に見舞われれば、木城村比木・仁君谷辺りから下流一帯約 10 キロ、大洪水となり荒れ放題に荒らされた」と記録が残っている。なお、国土交通省では小丸川下流域において浸水被害の想定区域を示している。

当町の地形を概観すると、段丘状のほぼ平坦な高台が北、西及び南の三方から中央に位置する平野部を囲む形となっており、町のやや北部寄りにある一級河川小丸川及び南部寄りの宮田川が西から東へと流下し、日向灘へ注いでいる。中央部の平地は、小丸川の沖積によって形成された極めて緩やかな東傾斜面であるため、市街地の自然排水が困難であるという、県内の他市町村には見られない特徴を持っている。

町内における地質は、ほとんどが第四紀層で占められており、部分的に新第三紀層が見られる。丘陵部及び台地部では、新第三紀層宮崎層群がみられ、泥岩層、砂質泥岩及び砂岩泥岩互層及び砂岩層が堆積し、その上部を小丸川層及び通山浜層が不整合に覆っている。さらにその上部を三財原段丘堆積物、新田原段丘堆積物等が覆い、洪積台地を形成している。河川流域及び海岸沿いの沖積低地では、沖積層の礫・砂・泥から成っており、網目状に旧河道堆積物が分布し、沖積平野を形成している。ボーリング柱状図をみると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積層である低地に於いては、N値が10～20 であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は変異株などの出現もあり、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年11月）

商工業者数・小規模事業者数

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況）
製造業	65	44	町内に広く分布している
建設業	131	118	町内に広く分布している
小売業	452	371	町内に広く分布している
卸売業	30	20	町内に広く分布している
サービス業	481	402	町内に広く分布している（宿泊、飲食業については市街地に多く分布）
その他	218	123	町内に広く分布している
	1,377	1,078	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- 高鍋町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- 防災、感染症等対策備品の備蓄
- 高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 民間企業との災害時連携協定

2) 高鍋商工会議所の取組

- 事業者BCPに関する国の施策の周知
- 損保会社等が主催する事業者BCP策定セミナーの案内

II. 課題

現状では、管内事業者の多くは、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、

保険・共済に対する助言を行える高鍋商工会議所の経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、高鍋商工会議所と高鍋町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には、発生期（「海外発生期」「国内感染者発生期」「県内感染者発生期」「町内感染者発生期」）ごとに細分化し、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

高鍋商工会議所と高鍋町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

本計画を策定し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 高鍋商工会議所自身の事業継続計画の作成

別添資料 事業継続計画 令和3年作成

3) 関係団体との連携

- ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

高鍋町事業継続力強化支援協議会（構成員：高鍋商工会議所、高鍋町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード7程度の地震）が発生したと仮定し、高鍋町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を高鍋商工会議所議所と高鍋町で共有する。)

●県内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

●感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高鍋町における感染症対策本部設置に基づき高鍋商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

●高鍋商工会議所と高鍋町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

●職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

●大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	●地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ●地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	●地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ●地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

●本計画により、高鍋商工会議所と高鍋町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

・高鍋町で取りまとめた「高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

●自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

・高鍋商工会議所と高鍋町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

●高鍋商工会議所と高鍋町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式 3 「被害状況内訳書」に記載し、高鍋商工会議所より宮崎県へ報告する。

・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又は FAX 等により報告又は情報共有を行う。

●感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、高鍋商工会議所と高鍋町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて高鍋商工会議所又は高鍋町より宮崎県へ報告する。

被害状況内訳書

【令和 年 月 台風 号】

令和 年 月 日現在

団体名	高鍋商工会議所
担当課・担当者名	
電話番号	0983-22-1333
FAX番号	0983-23-3159

[illegible]

※ 業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	①鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの ②観光施設等の被害報告場あった場合はその他に含めてください

※ 被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備損害など、被害状況を記載してください。

被害額については、わかる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。



＜４． 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- 相談窓口の開設方法について、高鍋町と相談する（高鍋商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
 - 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
 - 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や宮崎県、高鍋町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

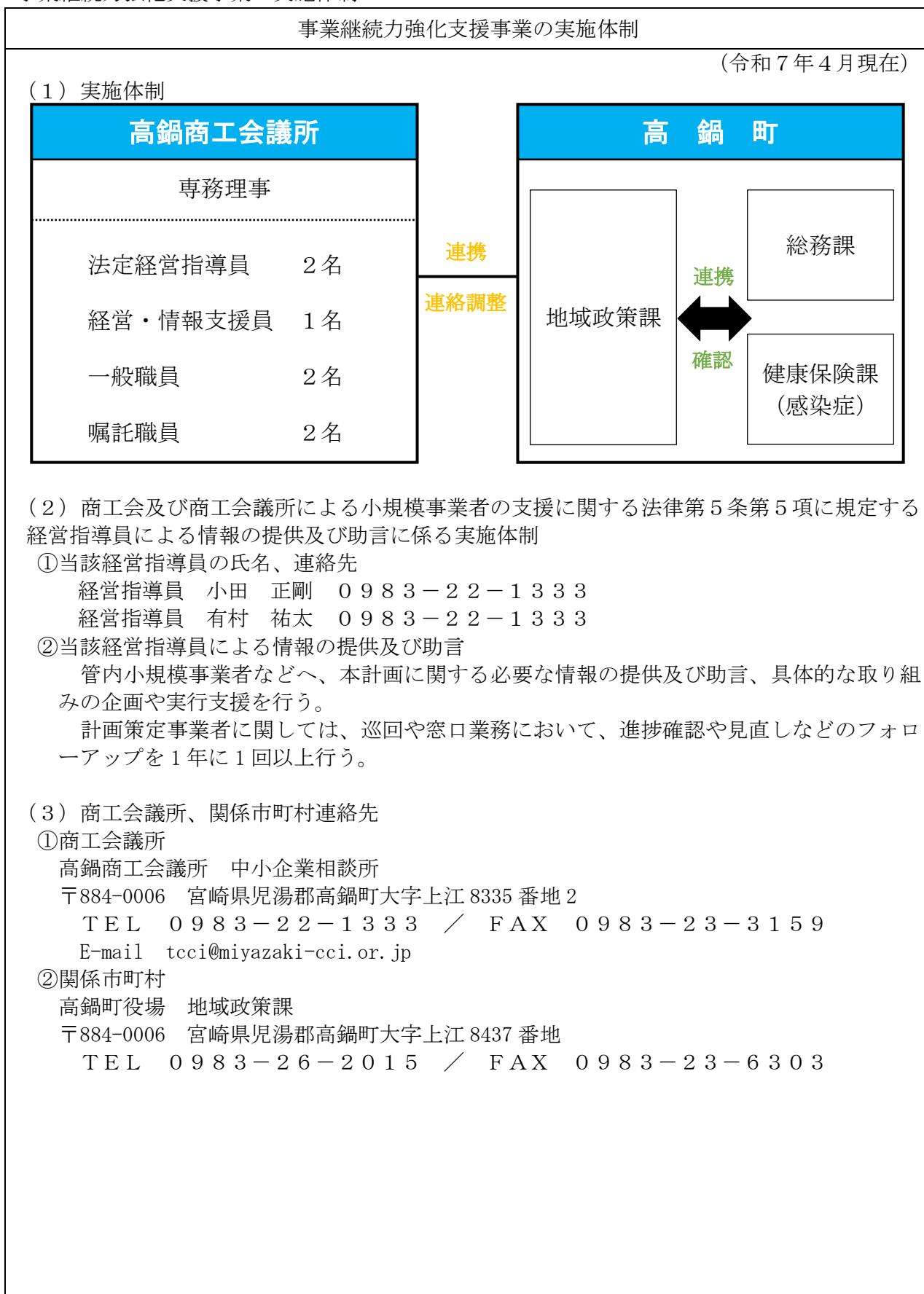
- 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
財源は一般財源などで対応。 専門家派遣、セミナー開催、配布するパンフチラシ等に関しては、支援制度を活用。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. 宮崎県火災共済協同組合 理事長 郡司宗則 〒880-0013 宮崎県宮崎市松橋 2 丁目 4-31 宮崎県中小企業会館 4 階	
2. 三井住友海上エイジェンシー・サービス (株) 児湯支店 常務取締役 上村勝 〒884-0006 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8335 番地 2	
3. (株) 信興グッドフェイス 代表取締役 日高岳 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 957	
4. (有) スマイルライフ 代表取締役 鳥居正紀 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4503-1	
5. (株) 宮日商事高鍋営業所 所長 桑野倫夫 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 2837-2	
6. コア・マインド (有) 代表取締役 杉浦要 〒884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 1111 サンモールMビル 2 階	
連携して実施する事業の内容	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知。 ②事業継続計画策定による実効性のある取り組みの推進支援及び助言を行う。 ③BCP策定に向けての普及啓発セミナーの開催。 ④自然災害リスク等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策（事業休業や災害補償、保険、共済加入等）の周知・説明を行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
①パンフレット等広報物の提供 ②啓発セミナーの実施、専門家の派遣 ③損害保険等の紹介	
連携体制図等	
<pre> graph TD subgraph Partners [] direction TB P1[宮崎県火災共済協同組合 MS九州 (株) 児湯支店 (株) 信興グッドフェイス (有) スマイルライフ (株) 宮日商事高鍋営業所 コア・マインド (有)] end CCIO[高鍋商工会議所] MSB[小規模事業者] Partners -- "取り組み状況の共有" --> CCIO CCIO -- "災害リスク情報提供・事業継続計画策定支援・セミナーの実施" --> Partners CCIO -- "災害リスク情報提供依頼 セミナーの参加" --> MSB MSB -- "災害リスク情報訴求チラシ セミナー案内" --> CCIO Partners -- "災害リスク情報訴求チラシ セミナー案内 災害に関する保険の見直し提案" --> MSB </pre>	